

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案について

1 改正の理由

道路交通法（昭和35年法律第105号）および地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正により、同法の規定に基づく新たな事務の手数料の額の標準が設けられることに伴い、新たな警察関係事務手数料の設定を行うため、滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 道路交通法に基づく警察関係事務手数料について、特定自動運行の許可の申請および特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査の手数料を新たに設けることとします。（別表第7関係）
- (2) この条例は、令和5年4月1日から施行することとします。

議第 号

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第7第2項の表中(12)の項を(14)の項とし、(8)の項から(11)の項までを2項ずつ繰り下げ、(7)の項の次に次のように加える。

(8) 法第75条の12第1項の規定に基づく特定自動運行の許可の申請に対する審査の手数料	同 79,200円
(9) 法第75条の16第1項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査の手数料	同 78,500円

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

